



ヒバ林  
飯詰山自然観察教育林

# 入札案内書

(立木 第6回)

別紙の公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件を参照のうえ入札にご参加下さい。

日時 令和4年11月16日(水)

受付13時10分 締切13時30分

場所 津軽森林管理署金木支署 入札場

津軽森林管理署

金木支署

〒037-0202 五所川原市金木町芦野200-498  
TEL 0173-53-3115  
IP電話 050-3160-5875  
FAX 0173-53-3197

【入札に参加される皆様へ】

《受付時の参加資格の確認及び本人確認について》

入札に参加される皆様には、入札会場入り口の受付において参加資格が確認された後入札会場へ入室していただきますので、受付時間になってから受付場所までお越し下さい。

参加資格については、分任契約担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参し確認を受けて下さい。

本人確認については、入札者本人、代理人、随行者等入札に参加される全ての方を対象に、運転免許証等で確認させていただきますので、予めご持参下さいますようお願いいたします。

津軽森林管理署金木支署

# 立木公売の公告

(第6回)

## 【資格付き一般競争入札】

### 1. 入札及び開札の日時

令和4年11月16日(水曜日)13時30分締切、即時開札

### 2. 入札及び開札の場所

津軽森林管理署金木支署 入札場

### 3. 現地案内

現地案内をご希望される方は、11月4日までに別紙「現地案内要望書」にご記入の上、「10.入札条件等」の示す場所に持参するか、FAXして下さい。

担当する首席森林官又は主任森林整備官(経営担当)が日程調整の上、現地案内を致します。

### 4. 公売物件

(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。

(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。

(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

### 5. 郵便入札

(1) 郵便入札による場合は、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「資格付き一般競争参加資格決定通知書の写し」又は「最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書」を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札前日の17時15分迄に必着とします。指定日時に到着しない場合は無効となります。

(2) 送付先は次のとおりです。

郵便番号 037-0202

住所 青森県五所川原市金木町芦野200-498

宛先 津軽森林管理署金木支署

宛名面左側に「入札書在中」と朱書きで記載のこと

(3) 郵便入札の場合は、不落札時、直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限  
落札決定の日を含め、20日以内とします。
7. 代金の納入期限  
契約締結の日から起算して、20日以内とします。
8. 代金の延納
  - (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
  - (2) 延納利息は、法令の定めにより、0.59%とします。
  - (3) 延納担保の提供期間は、契約締結日から起算して20日以内とします。  
(但し、分収林の分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)
9. 特約条項及び特記事項
  - (1) 全物件に該当するものは別紙1～2のとおり。
  - (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
  - (3) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。
  - (4) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に関する対応については、別添「青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」の遵守をお願いします。
10. 入札条件等  
この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。  
詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県五所川原市金木町芦野200-498

津軽森林管理署金木支署 総務グループ 経理担当  
問い合わせ先 TEL 0173-53-3115  
FAX 0173-53-3197

令和4年10月26日

分任契約担当官  
津軽森林管理署金木支署長 白戸 副康

別紙

FAX 0173-53-3197

主任森林整備官（経営担当） あて

## 現 地 案 内 要 望 書

下記のとおり現地案内を要望します。

記

	物件番号
現地案内をご要望される物件番号	

令和 年 月 日

御 住 所

御 会 社 名

御 連 絡 先

御 担 当 者 名

公 売 物 件 一 覧 表 ( 立 木 )

津軽森林管理署金木支署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m³)					延納	搬出期間	備考
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計			
(10)	南小泊山国有林 583は1林小班	分収育林	皆伐	5.18	60	スギ外	4,364	3,114.02	2.81	45.57	34.02	3,196.42	法令等の定める 範囲内 (た だし、民取分は認 めません)	36か月	
23	大倉岳国有林 95ろ1 外7件	国造	間伐(支障木)	0.19	33~114	スギ外	588	71.31	0.00	56.72	42.76	170.79	法令等の定める 範囲内 (た だし、民取分は認 めません)	3か月	
24	袴腰山国有林 205は 外7件	分収造林	間伐(支障木)	0.65	44~48	スギ外	460	22.55	0.00	13.63	9.08	45.26	法令等の定める 範囲内 (た だし、民取分は認 めません)	3か月	
	合計			6.02			5,412	3,207.88	2.81	115.92	85.86	3,412.47			

# 入札条件

## 1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を  
持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3) 入札参加者（代理人含む。）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に  
提示して本人確認を受けてください。

## 3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出  
をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認  
められた者の入札については無効とします。

## 4. 公告物件の熟覧

公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

## 5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函し  
てください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。  
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

## 6. 落札者の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の前で行い、予定価格以上の最高入札  
者を落札者とします。  
ただし、同金額の最高入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決め  
ます。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。ま  
た、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

## 7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違  
約金として徴収します。

また、違約金を指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

#### 8. 契約保証金

契約保証金は免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

#### 9. 入札の無効

(1) 競争参加不適格者が入札した場合

(2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合

(3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合

(4) 競争参加資格者本人の署名又は委任者の押印がない場合

#### 10. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

#### 11. 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付で配布しているものを使用してください。

#### 12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

#### 13. 落札及び契約書の金額は、入札書に記載された金額に消費税（消費税率10%）を加算した金額となります。

#### 14. 契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算したものとなります。



## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号

立木販売

# 売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	〇〇県〇〇市〇〇町 字〇〇国有林〇〇〇林小班			面積(ha) 〇〇.〇〇
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木	スギ外	〇〇	〇〇.〇〇
内 訳 別紙「物件明細書」の通り				
売買代金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
契約保証金	免除		円	
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹				
分収造林立木竹				
分収育林立木竹	分収権者			

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	契約締結の日から20日以内
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	区域	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から 15日以内 起算して (概算の場合の最終期限 )		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して 〇〇ヶ月 (期限 )				
売買(使用) 目的の指定			施設設置等 の指定		
特約事項	別紙の通り				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 津軽森林管理署金木支署長 白戸 副康

買 受 人

(注) 契約書は、本契約書(案)に落札物件の「公売物件明細書(立木)」及び「主要樹種径級別本数及び材積」、各図面、特約条項(共通)、特記仕様書を添付したものととなります。

\* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

\* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

## 特約条項（共通）

（入林届の提出）

1. 乙は、事前に入林届を森林事務所へ提出するものとする。

（第三者への損害）

2. 乙は、売払い物件に起因して、第三者に損害を与えた場合は、乙が誠意を持って対応し、その損害の賠償を負うものとする。

（公道の使用）

3. 乙は、作業条件によっては、事前に道路管理者に公道の占用許可等が必要か確認し、占用許可等の手続きが必要な場合は乙が自ら関係書類を作成し、許可を受けるものとする。

（第三者の土地の使用）

4. 乙は、売払い物件に起因して、第三者の土地（私道含む）を使用しなければならない場合が生じた時は、乙が自ら第三者との交渉等を行うものとし、甲は一切関知しないものとする。また、その際に第三者から費用を求められた場合であっても、甲にその責任又は費用を求めないものとする。

（除雪）

5. 乙は、売払い物件に起因した伐採・搬出等の作業を冬期に行う場合は、自らが除雪を行うものとし、その費用を甲に求めないものとする。また、除雪をするにあたり、道路管理者又は土地の所有者に届出が必要な場合は、乙が誠意を持って対応するものとする。

（残材等の放置禁止）

6. 乙は、伐採した立木の末木枝条等残材を沢縁等水際又は水際へ流出する恐れのある場所に放置しないものとする。下流へ流出する恐れのある場合は、必要に応じて対策を講ずるものとする

（河川等の汚濁防止）

7. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。

（林道上での集材）

8. 乙は、林道上での地引集材は行わないものとする。

(林道の損壊防止)

9. 乙は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、甲の指示に従うものとする。
10. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。

(土場敷等への措置)

11. 乙は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、土場へ繋いでいる搬出路は水切りを実施する等、必要に応じて土砂流出防止対策を講ずるものとする。

(売払内容等の周知)

12. 乙は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう契約内容を周知徹底させるものとする。

(現地発生した切取土石に関する措置)

13. 乙が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。

(引渡し)

14. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規定 第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規定第29条 第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から15日以内に買受人の立会の上行うものとする。

(搬出期間)

15. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙売払物件明細書に定める搬出期間とする。なお、乙がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、甲は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、乙は、延期承認前に延期料として 1日につき売払代金の 1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1箇年を超えることはできない。

(保残木の保全)

16. この物件は、会計法第29条の3第1項を適用して売払いしたものであるから、立木のまま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。

(搬出支障木)

17. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。  
なお、搬出支障木の発生は最小限の抑えること。

(売払対象木の伐倒義務)

18. 乙は、甲の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。  
なお、別途放棄届が提出され甲が認めた場合は、この限りではない。また、その場合による伐倒未済木は国に帰属する。

(搬出完了の報告)

19. 乙は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届出なくてはならない。

(売払対象外立木の無断伐採に係る賠償金)

20. 甲に無断で販売対象林分以外の立木を伐採、搬出し甲に損失を与えた場合、乙は、当該立木の価額のほか、当該立木の価額の2倍に相当する金額の損害賠償を甲に納付しなければならない。

(埋蔵文化財発見時の対応)

21. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理(支)署長へ連絡し、森林管理(支)署長の指示に従うものとする。  
また、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に指定されている物件については、事業実施にあたっては、青森県教育庁文化財保護課と協議又は調整が必要となるため、協議等が整ってから作業着手すること。

(労働基準監督署へ情報提供)

22. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報(売買契約者名・事業着手前に提出された入林届)を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

## 溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

本特記仕様書は、国有林野の溪畔周辺の取扱について（平成24年7月12日付け24林国経第18号国有林野部長通知）に基づき、東北森林局管内の事業請負の実施に関する一部事項「溪畔周辺の範囲」に関して示すものである。

なお、事業請負における契約書、図面、森林管理局（署・支署・センター含む）仕様書及び特記仕様書に掲載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

溪畔周辺の範囲における森林整備事業（治山事業による保安林整備を含む）等本来成立すべき植生への誘導・復元等を図る場合、森林整備等の実施に当たって、施業等による攪乱の抑制に努めるほか、以下の点に留意して行うものとする。

- (1) 更新： 更新を行う場合は、本来成立すべき植生や母樹となる樹木の賦存状況、稚幼樹やぼう芽の発生・生育の状況、水流による攪乱の現状等を考慮して、更新方法を選択するものとする。また、天然更新が期待できず植栽を行う場合は、その地域に本来生育する樹種を選定するとともに、遺伝的攪乱を阻止する観点から、苗木の産地に配慮するものとする。
- (2) 保育： 下刈りや除伐を行う場合は、植栽木の生育のみならず、その地域や水辺に本来生育する樹木及び下層植生の維持を考慮して行うものとする。
- (3) 伐採： 伐採が必要な場合は、原則択伐又は間伐によるものとする。作業に当たっては、残すべき樹木、下層植生及び表土の保全に留意するとともに、土砂流出の抑制に努めるものとする。
- (4) 路網整備： 林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）等に基づくものとし、水系や野生生物の生息・生育の状況を考慮するなど溪畔周辺との調和に努めるものとする。
- (5) 治山施設： 治山施設の設置に当たっては、溪畔周辺の土砂流出防止機能を高度に発揮させるとともに、本来成立すべき植生の維持・形成に資する手法を積極的に採用するなど溪畔周辺の生物多様性への影響の低減に努めるものとする。

また、現状が既に本来成立すべき植生となっている場合には、自然の推移に委ねるなどその状態の維持・保全を図るものとし、枯損木、倒木の搬出についても、害虫獣害や災害の防止に必要なものを除き行わないものとする。

## 森林作業道作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

### 1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。  
特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

### 2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。  
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

### 3 森林作業道の施工規格

#### (1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の

確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

## (2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（59°）、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

## (3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割（45°）程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

## (4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

## 4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

## 5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。



## 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

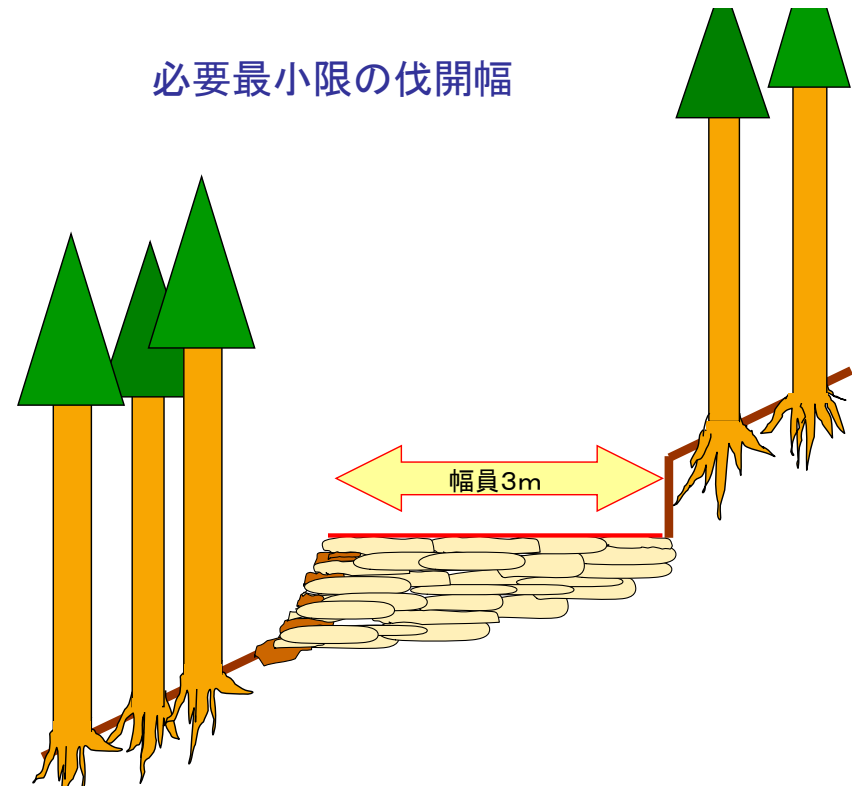
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

## 保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう  
**必要最小限の伐開幅**とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

## 青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

- マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）
- ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

### 留意事項の地域区分一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
② 被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③ 被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	— 対象外	— 対象外
④ 他県の被害地域 からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：深浦町、南部町※、つがる市◆、鱈ヶ沢町◆、西目屋村◆、弘前市◆、五所川原市◆、中泊町◆

B：鱈ヶ沢町※、八戸市※、三戸町※、五戸町※、新郷村※、鶴田町◆、青森市◆、今別町◆、外ヶ浜町◆、蓬田村◆、板柳町◆、藤崎町◆、田舎館村◆、大鰐町◆、平川市◆

C：AとBを除く県内18市町村

※マツ類のみ対象、◆ナラ類のみ対象

## ① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力行わないようにしてください。

・ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出し5月中に活用してください。  
・生立木の「巻枯らし<sup>※</sup>」は、巻枯らし実施から生立木が枯れるまでの期間が不明であり、媒介昆虫が盛んに活動する期間に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、年間を通して巻枯らしは行わないでください。

・また、その他の市町村においても巻枯らしは、極力行わないようにしてください。

※「巻枯らし」・・・樹皮と形成層の部分に環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

## ② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木（枯れた木、衰弱した木を含む）には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

## ③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

## ④ 被害地域からの材の移動

被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

## ⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

## 本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目 1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8